

農林水産政策研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規程

19政策研第394号

平成19年10月30日

(目的)

第1条 本規程は、農林水産政策研究所（以下「研究所」という。）における研究において、不正行為が発生した場合に適切に対応するため、研究所において取るべき措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、研究所所管の予算及び研究所外部の資金（以下「外部資金」という。）を活用した研究をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に係わる行為のうち、次の各号に該当するものをいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらないものとする。

- 一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

(最高管理責任者及び統括管理責任者)

第3条 研究所に最高管理責任者及び統括管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は研究所長とし、研究の不正にかかわる研究所の運営・管理について最終責任を負うものとする。
- 3 統括管理責任者は次長とし、最高管理責任者を補佐し、不正行為に関する告発や情報提供及びこの規定に係わる相談・照会等の対応を行うものとする。

(告発等の受付窓口)

第4条 研究所における研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口は、統括管理責任者とする。

(不正行為に関する告発)

- 第5条 不正行為を発見した者、又は不正行為があると思料するに至った者は書面、電話、FAX、電子メール、面談等により、統括管理責任者に告発を行うことができる。
- 2 前項の告発は、原則として顕名により行うものとし、不正行為の内容等が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由を示すものとする。
 - 3 告発窓口は、前2項の規定にかかわらず、匿名の告発があった場合、告発の内容に応

じ、顕名の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

- 4 悪意（告発の対象となった者（以下「被告発者」という。）を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者の機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発は、行ってはならない。

（告発の受理等）

第6条 統括管理責任者は、前条の告発があったときは、その内容を確認して受理又は不受理を決定し、当該告発を行った者（以下「告発者」という。）にその結果を通知するものとする。

- 2 統括管理責任者は、前項の規定により告発の受理を決定したときは、当該事案に係る予備調査委員会を設置するとともに、研究者等に対し、それらが保有する資料等の保全を命ずることができる。

- 3 告発に至らない段階での相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。この場合において、告発の意思表示がなされない場合にも、統括管理責任者の判断で当該案件の調査を開始することができる。

- 4 不正行為が行われようとしている、若しくは不正行為を求められているという告発又は相談があったときは、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。

- 5 告発又は相談を受けた場合において、被告発者が研究所以外の機関に所属する者であるときは、被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。

（予備調査委員会）

第7条 統括管理責任者は、第12条に規定する本調査（以下「本調査」という。）の必要性の有無を判断するための調査（以下「予備調査」という。）を行う。

- 2 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし、委員長は総括上席研究官のうちから、委員は職員等のうちから統括管理責任者が指名する。

- 3 予備調査委員会は、委員長が招集する。

- 4 予備調査委員会の事務は、委員長が行う。

（予備調査の通知等）

第8条 統括管理責任者は、予備調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者に対し、予備調査の開始を通知する。

（予備調査）

第9条 予備調査は、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発されるまでの期間が、第6条第2項の規定により保全された資料等（以下「保全された資料等」という。）により研究成果の事後の検証を可能とするものについての合理的保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について、保全された資料等若しくは自ら収集した資料等を精査

し、又は職員等から事情聴取することにより行うものとする。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発にかかわる予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
- 3 予備調査委員会は、予備調査を開始した日から原則として30日を経過するまでに予備調査を終了し、結果を統括管理責任者に報告するとともに結果の概要を告発者及び被告発者に通知しなければならない。
- 4 統括管理責任者は予備調査委員会から予備調査結果の報告を受けたときは、速やかに最高管理責任者へ報告する。

(調査委員会の設置等)

第10条 最高管理責任者は、前条第4項の規定により、本調査を行う決定の報告を受けたときは、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、告発内容について、不正行為があったかどうかの認定を行い、不正行為があったと認定したときは、当該不正行為に関わる者の特定、当該不正行為の範囲の把握等を行うものとする。
- 3 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 企画広報室長
 - 三 総括上席研究官
 - 四 総務部長
 - 五 その他最高管理責任者が必要と認める者
- 4 委員会の委員長は最高管理責任者が指名する。
- 5 調査委員会は、委員長が招集する。
- 6 調査委員会の事務は、企画広報室長が行う。

(本調査の通知)

第11条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査の開始を通知する。

(本調査)

- 第12条 本調査は、予備調査結果報告書、保全された資料等若しくは自ら収集した資料等を精査し、又は職員等から事情聴取するほか、再計算の要請などにより行う。
- 2 本調査を行うにあたっては、被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 告発者及び被告発者等の関係者は調査委員会の本調査に誠実に協力するものとする。
 - 4 調査委員会は、必要に応じ、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

(本調査中における一時的措置)

第13条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決定した後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発のあった研究に係る研究費の支出を停止することができる。

る。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第14条 被告発者は、調査委員会の調査において告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で記載されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。この場合において、再計算等の必要がある場合は、その機会を与えるものとする。

2 被告発者の説明において、被告発者が生データや調査表等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災害など)による場合、又は合理的な保存期間を超えることによるものである場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(認定)

第15条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に調査した内容を取りまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定される場合は、その内容、不正行為に關与した者とその關与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割についての認定を行うものとする。

2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に対し弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、前2項について認定を終了したときは、速やかに最高管理責任者に報告する。

(不正行為か否かの認定)

第16条 調査委員会は、第14条により被告発者が行う説明を受けるとともに、本調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。この場合において、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 被告発者が自己の説明によって不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が生データや調査表等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せないときも同様とする。

(本調査結果の通知)

第17条 調査委員会は、本調査結果(認定を含む。)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に關与したと認定された者を含む。第19条において同じ。)に通知する。被告発者が研究所以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知する。

(外部資金による研究の場合の調査結果等の報告)

第18条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合は、当該事案に係る研究に活用された資金が外部資金であるときは、本調査を行う旨を当該資金を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）に通知すると同時に農林水産省へ報告する。（以下第3項及び次条第7項から第10項において同じ。）

- 2 最高管理責任者は、告発に係る研究に対する資金配分機関が本調査の報告を求めた場合は、本調査が終了しない間であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。
- 3 最高管理責任者は、本調査結果（認定を含む。）を速やかに当該事案に係る研究に対する資金配分機関に通知する。
- 4 悪意に基づく告発の認定をした場合は、告発者の所属機関へ通知する。

（不服申立）

第19条 不正行為と認定された被告発者は、第17条により通知を受けた調査結果に不服があるときは、その調査結果が通知された日から10日を経過する日までに不服申立書を調査委員会の委員長に提出することができる。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立の審査により悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により不服申立を行うことができる。
- 3 不服申立の審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立の趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立について、調査委員会（前項ただし書の場合は、調査委員会に代わる者。以下次項及び第10項において同じ。）は、不服申立の趣旨、理由等を勧告し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定しなければならない。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立を却下すべきものと決定した場合には、ただちに最高管理責任者に報告し、被告発者に当該決定を通知する。この場合において、当該不服告発が当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立を受け付けないことができる。
- 6 再調査を行う決定を行った場合には、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料等の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。この場合、ただちに最高管理責任者に報告し、被告発者に当該決定を通知する。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立があったときは、告発者に通知する。不服申立の却下及び再調査の開始を決定したときも同様とする。
- 8 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに最高管理責任者に報告する。
- 9 悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立があった場合は、被告発者に通知する。
- 10 前項の不服申立については、調査委員会は、30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、審査の結果を告発者及び被告発者に通知する。

(調査結果の公表)

第 20 条 最高管理責任者は、調査委員会が不正行為が行われたと認定をした場合であって、前条第 1 項に規定する不服申立がなされなかったとき、又は不服申立がなされ同条第 5 項に基づく却下の決定がなされたとき、若しくは同条第 8 項に規定する再調査により調査結果を覆さない旨の決定がなされたときは、不開示に合理的な理由がある部分を除き、調査結果を公表する。ただし、告発がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

2 最高管理責任者は、前項に該当しない場合は、調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、不開示に合理的な理由がある部分を除き、調査結果を公表する。悪意に基づく告発と認定をした場合は、告発者の氏名・所属を併せて公表する。

(不正行為が行われたと認定をした場合の措置等)

第 21 条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定をしたときは、懲戒処分等の適切な処置を行うほか、当該不正行為に係る研究費の使用の中止、不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

(不正行為は行われなかったと認定をした場合の措置等)

第 22 条 最高管理責任者は、不正行為は行われなかったと認定をしたときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、第 13 条の規定に基づき執られた研究費の支出の停止措置を解除するほか、保全された資料等の保全措置を解除する。また、必要に応じて被告発者の不利益の発生の防止のための措置を講ずる。

2 告発が悪意に基づくものと認定をしたときは、告発者に対し、懲戒処分等の適切な処置を行う。

(協力義務)

第 23 条 職員等は、予備調査委員会及び調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(告発者及び被告発者等の取扱い)

第 24 条 研究所は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発をしたことを理由として、告発者に対し不利益をもたらす行為を行ってはならない。

2 研究所は、第 22 条の規定に基づき講ずる措置を除き、被告発者に対し不利益をもたらす行為を行ってはならない。

3 研究所は、不正行為に関する調査に協力した者に対しては、告発や情報提供を理由とする不利益を受けないよう十分な配慮を行うものとする。

(秘密保持義務)

第 25 条 職員等は、この規程に規定する不正行為に関する調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、不正行為への対応に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月30日から施行する。

《告 発 書》

告発日 年 月 日

【告発者】あなたの氏名・所属を記載して下さい。

(氏名： 所属：)

【告発者への連絡方法】(希望する連絡方法に を付けて下さい。複数可)

電 話 (自宅・職場・携帯・他())：電話番号
ファックス(自宅・職場・携帯・他())：ファックス番号
メール (自宅・職場・携帯・他())：アドレス
郵 送 (自宅・職場・他())：あて先
他()：

【告発内容】あなたが認めた告発対象事実について記載して下さい。

被告発者の氏名及び所属等：氏 名
所属等

告発対象事実は(行われた・行おうとしている・その他())
具体的な内容と根拠
(捏造・改ざん・盗用の別)

(対象となる研究成果物の特定等)

【調査結果等の報告の希望】(匿名での告発の場合は通知できません)

(希望する ・ 希望しない)

この書面を郵送・メールで送っていただいても構いません。

あなたのわかる範囲で記入して下さい。(すべてを埋める必要はありません。)

できる限り実名での通報にご協力下さい。(匿名の場合、調査結果の通知等ができない、又は事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。)

不 服 申 立 書

不服申立日 平成 年 月 日

調査委員会委員長 殿

所 属
氏 名
連絡先

農林水産政策研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規程第19条第1項の規定に基づき開示のありました調査結果について、下記のとおり不服を申立てます。

1．不服申立に係る箇所

2．不服の理由